

## 議第28号

京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定  
について

京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

## 京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の61」を「100分の53」に改め、同項第2号中「100分の47」を「100分の41」に改め、同項第3号中「100分の18」を「100分の16」に改め、同項第4号中「100分の37」を「100分の32」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市特別職職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

## 提案理由

特別職の職員の退職手当の支給割合を改定する必要があるので提案する。